## 1. 認可定員・利用定員について

## (1) 認可定員

ア) 定義

施設としての受入可能人数を示すもの

※施設面では、認可定員の基準を満たすよう保育室の面積等が設定されていることが必要

イ) 設定主体

施設からの申請に基づき認可権者(県)が認可

ウ) 運用

認可定員を超える預かりは原則不可

## (2) 利用定員

ア) 定義

施設の利用人数を示すもの

※職員配置では、利用定員の基準を満たすよう配置されていることが必要 イ)設定主体

市と施設との協議により市が設定

(子ども・子育て会議の意見聴取、県との協議が必要)

- ウ)運用
  - ・年度当初においては、利用定員を超える預かりは原則不可 ※施設型給付・地域型保育給付の単価は利用定員により設定
- 2. 認可定員設定にあたっての市の基本的な考え方
  - ・施設の受入人数であることから、年度末における園児数の見込に基づき設定 することを基本とする
- 3. 利用定員設定にあたっての市の基本的な考え方
  - ・基本的には認可定員と同数とする
  - ・ただし、在籍する園児数が認可定員に対して少ないと見込まれる場合は、認可定員を超えない範囲で利用状況を反映して設定
  - ・市内全体の需給バランスを考え、公平に設定
    - ⇒在園児数と4月入園申込者数、年度途中入園者(見込み)に基づき設定